主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人両名の弁護人向江璋悦、同宮崎梧一の上告趣意(後記)は、事実誤認の主張に帰し、刑訴四〇五条に該当しない。また記録を精査しても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。 この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年二月七日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	意	藤	悠		輔
裁判官	沂	出	竹	治	郎
裁判官	真	į. 野			毅
裁判官	岩	t 松	Ξ		郎